

福島応援神楽公演を行ったいわき市と相馬市のPR

総務課 ☎42-2111

東日本大震災の翌年、平成24年6月23日にいわき市、24日に相馬市で山根神楽団の協力のもと「福島応援神楽公演」を行い、両市の皆さんに大変喜んで頂きました。また、相馬市に対しては安芸高田市から義援米を持参しました。「いわき市」と「相馬市」のことを知り、身近に感じて頂けると幸いです。

●いわき市
茨城県境に接する福島県の東南端のまちで、トマト・いちごなどの農産物の生産が盛んに行われています。沖合の「潮目の海」で水揚げされる水産物は「常磐もの」として、首都圏等で高く評価されています。

●相馬市
日本三古湯の一つ「いわき湯本温泉郷」、大型レジャー施設「スパリゾート・ハワイアンズ」や「環境水族館アクアマリンふくしま」など多彩な観光資源で多くの観光客に親しまれています。

平成28年10月1日、市制施行50周年の節目を迎えられ、力強い復興と創生に取り組み、「明るく元気ないわき市」の創造を目指しておられます。



相馬市

しく、冬は雪が少なく温暖な地域です。相馬野馬追や相馬民謡などの伝統文化は現在まで受け継がれており、公共施設は和風建築で統一されているため、城下町としての雰囲気は今も残っています。

また、いちごや梨、太平洋で獲れる様々な海産物が有名です。そして、新たな観光の取組として、サッカー場等のスポーツ施設を整備し、スポーツツーリズムを推進されています。温暖な気候でスポーツに適した地域であるため、県外からも多くの利用者が訪れるまちです。



いわき市

小学校統合に関する基本協定書に署名 ～八千代地区・甲田地区～

教育総務課 ☎42-0049

●基本協定書署名までの経緯
平成23年1月に策定した「学校規模適正化推進計画」に基づき、八千代地区・甲田地区においては統合準備委員会を設置し、統合条件などを協議してきました。このたび主だった項目についての協議が整ったため、市長・各学校・各保育所・幼稚園保護者会・地域振興会のそれぞれの会長が本協定書に署名しました。

今後、相互連携を図りながら、統合期日までに審議未了の協議事項を調整してまいります。

●八千代地区基本合意事項
【統合年月日】平成30年4月1日
【統合校の名称】安芸高田市立八千代小学校
【統合校の位置】八千代町上根10033番地1（現根野小学校）

●甲田地区基本合意事項
【統合年月日】平成30年4月1日
【統合校の名称】安芸高田市立甲田小学校
【統合校の位置】甲田町上甲立433番地（現甲立小学校）



甲田地区小学校統合に関する基本協定書署名式



八千代地区小学校統合に関する基本協定書署名式

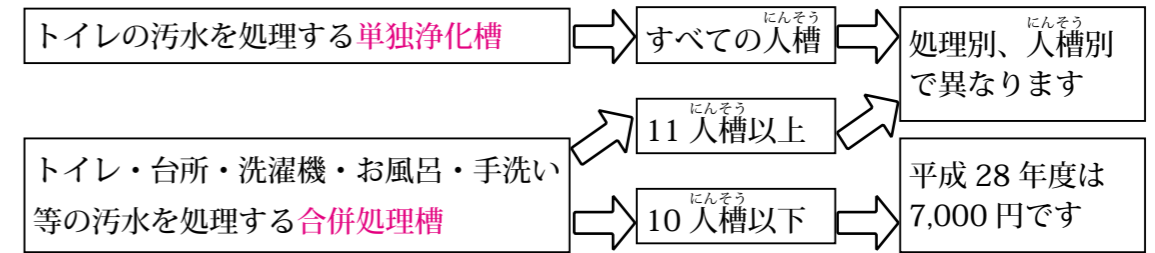


浄化槽法定検査

平成28年度は検査手数料が変わる浄化槽があります

上下水道課 ☎47-1204

●あなたが使用する浄化槽の平成28年度の検査料は？



下の表は「10人槽以下の合併処理槽」の場合の法定検査のスケジュールです。ごらんのとおり、平成28年度は5年に一度の「ガイドライン検査」の年です（下表の★印）。よって、普段の検査より検査料が高くなることをご了承ください。浄化槽を使用される市民の方は、「保守点検」「清掃」「法定検査」の3つの約束を守る義務があります。きれいな水を川や海に還すため、維持管理を正しく行いましょう。

実施年度	検査内容	検査項目	検査機関及び電話番号	検査手数料
★ 平成28年度	ガイドライン検査	86項目	(公社) 広島県環境保全センター ☎082-849-6411	7,000円
平成29～32年度	効率化検査	18項目	(公社) 広島県浄化槽維持管理協会 ☎082-546-2168	5,000円
★ 平成33年度	ガイドライン検査	86項目	(公社) 広島県環境保全センター ☎082-849-6411	7,000円

使用者の3つの約束

※法定検査結果は保守点検を行う業者にお伝えください。

年3回以上

●ポンプモーターの点検
●薬剤の補充

点検記録(使用者は3年保管)

保守点検

年1回以上

●汚泥の引き抜き
●洗浄

清掃記録(使用者は3年保管)

清掃

毎年1回

●機能診断
●水の汚れの検査

検査結果の報告

法定検査

保守点検とは？

浄化槽の点検、調整や修理、消毒剤の補充のことです。年3回以上実施しなければなりません(回数は浄化槽の種類等によって異なります)。県知事等の登録を受けた業者に委託してください。

清掃とは？

浄化槽内に生じた汚泥などの引き抜きや調整、機器類の洗浄のことです。年1回以上実施しなければなりません。市町長の許可を受けた業者に委託してください。

法定検査とは？

保守点検や清掃とは別に行う浄化槽の機能診断のことです。保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が発揮されているかを確認する検査です。毎年1回受けなければなりません。法定検査は県知事が指定した次の検査機関が実施しています。

- ①外観検査 ②水質検査 ③書類検査
- 公益社団法人 広島県環境保全センター
広島市安佐南区大塚西4丁目2番28号
☎082-849-6411
 - 公益社団法人 広島県浄化槽維持管理協会
広島市中区東平塚町3番28号
☎082-546-2168